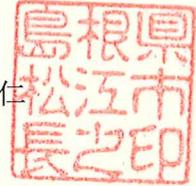


松江市告示第 3 号

松江市火災予防条例（平成 17 年松江市条例第 352 号）第 29 条の 9 の規定に基づき、火の使用の制限の対象となる区域を次のとおり指定する。

令和 8 年 1 月 5 日

松江市長 上 定 昭 仁



火の使用の制限の対象となる区域

松江市火入れに関する条例（平成 17 年松江市条例第 314 号）第 1 条の松江市の森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地